

毎月10日は「横断歩道の日」と「こどもを交通事故から守る日」

横断歩道で歩行者が犠牲となる交通事故が後を絶ちません。愛知県では、毎月10日を「横断歩道の日」と「こどもを交通事故から守る日」に指定し、様々な啓発を行っています。

横断歩道は歩行者優先です。ドライバーは、横断歩道手前での減速義務や停止義務を必ず守りましょう。

歩行者は横断歩道を利用し、横断する意思表示と、停止したドライバーに感謝の気持ちを伝える**ハンド・アップ運動**を実践しましょう。



交通安全スリーS運動

次の3つのSによる安全行動を確実に実践して、交通事故を防止しましょう。

Stop (ストップ)

- ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- ・横断歩道や交差点では歩行者優先
- ・飲酒運転の根絶

Slow (スロー)

- ・こどもや高齢者を見かけたらスローな運転
- ・見とおしが悪い交差点では徐行

Smart (スマート)

- ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- ・シートベルトの全席着用の徹底
- ・急発進や急制動をしない落ち着いたアクセルの踏み込みなど、環境に配慮したスマートな運転



交差点事故防止出張講座

無料

愛知県では、交差点などでの道路の横断に必要な判断力をチェックできる「交差点事故防止出張講座」を、県職員が会場まで出向いて実施しています。



「歩行環境シミュレータ」を使って、安全な道路の横断方法について学んでいただく、参加体験型の講座です。

また、自転車の走行を疑似体験しながら安全な通行方法等を学習することのできる「**自転車安全利用出張講座**」も実施しております。

〈出張講座の問合せ先〉

愛知県防災安全局県民安全課

電話：052-954-6177

電子メール：kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp

詳しくは **愛知県 交差点事故防止出張講座**

検索



交通事故を他人事と 思っていませんか？

～交通事故の加害者にも

被害者にもならないために～

交 差 点 での交通事故を防ごう！



ストップ・ガ 高めようモラル
交通事故 守ろうルール

